2020 年度自己点検・評価フォーム (大学院研究科用)

法学研究科 • 私法学専攻

(法学研究科自己点検・評価活動推進委員会承認)

【基準1】理念・目的

【点検・評価項目】

大学の理念・目的、各研究科・専攻における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

【評価の視点】

(将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定)

- ① 各専攻の中・長期計画その他の諸施策の計画は適切に実行されているか。実行責任体制及び検証プロセスを明確にし、適切に機能しているか。また、理念・目的等の実現に繋がっているか。
- ② 各研究科、専攻の目的の適切性を、定期的に検証しているか。
- ③ 理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

<評定: A:目標が達成されている>

これまで検討されてきた中・長期的計画に基づき、「高度な実践的法学教育により、専門的私法学の素養を身に付けた専門的職業人を養成する」という目的に応じ司法書士養成コース・社会保険労務士養成コースを設定している(資料 1-1、1-2)が、入学者に結びついていない。また、「変動の激しい現代社会にあって、社会人を積極的に受け入れ、リカレント教育を施すことにより、時代の求める私法学の知識を備えた専門的職業人として再び社会に送り出す。」という目的をたて、社会人教育の充実も目指しており(資料 1-3)、現在、博士後期課程に6名の在学生がいる。

「高度な実践的法学教育により、専門的私法学の素養を身に付けた専門的職業人を養成する」という目的については、社会の変容により法律問題がより複雑化してきている現在においては、それらを解決すべき法的専門家が社会的に望まれていることから、適切であると考える。また、「変動の激しい現代社会にあって、社会人を積極的に受け入れ、リカレント教育を施すことにより、時代の求める私法学の知識を備えた専門的職業人として再び社会に送り出す。」という目的については、リカレント教育の重要性については、平成7年度に出版された『新しい大学像を求めて-進む高等教育の改革-』(文部省)においてもすでに指摘されているところであり、それを目的のひとつとしてあげることは適切である。

中・長期計画の策定・検証、目的の適切性の検証については、研究科長に指名された委員(各専攻長を含む)によるワーキンググループを組織し、議論がある程度まとまった段階等(資料 1-4)で、研究科委員会において報告を行っている(資料 1-5)。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

少人数で構成される研究科長を中心とするワーキンググループにおける合議により検討を行い、そこでの議論をもとに、研究科委員会全体で検討を行うことにより、きめの細かい議論ができているところに特長がある。

【問題点・課題】

上記で掲げた目的に対応する入学希望者数が少ない状態が続いている。研究科の特色を学内外に伝える取り組みについて、これまでも研究科委員長を中心に行っているが、さらなる取り組みを行う必要がある。また、研究目的の見直しを視野に入れ、現在設置されているコース制の再検討や留学生の受入強化を行う必要がある。

【将来に向けた発展方策】

現在行っている修了生に対するアンケートから在校生の希望・満足度などを拾い上げ、今後の目的検討に役立てるようにする必要がある。また、社会で活躍している修了生の活動について学内外に広報し、本研究科の特色を広く伝えることにより受験生数の増加を目指す。また、研究を希望する実務家、留学生の受入体制をさらに強化し、それをホームページなどで広報することにより幅広い人材の育成を目指すことで、質の向上も図ることができると考える。

- 資料 1-1 本学 Web サイト(私法学専攻紹介)
 https://www.toyo.ac.jp/academics/gs/glaw/mprl/#shihou
- 資料 1-2 2020 年教育課程表
- 資料 1-3 本学 Web サイト(私法学専攻3つのポリシー)
 https://www.toyo,ac.jp/academics/gs/glaw/mprl/mprl-policy/
- 資料 1-4 ワーキンググループ議事録
- 資料 1-5 法学研究科委員会議事録(2019 年6月 11 日開催分)

【基準4】教育課程・学習成果(その1)

【点検・評価項目】

- (1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。
- (2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

【評価の視点】

(課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適正な関連性)

- ① 教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。また、ディプロマ・ポリシーには、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果が明示されているか。
- ② カリキュラム・ポリシーには、教育課程の体系性や教育内容、科目区分、授業形態等を明示し、学科のカリキュラムを編成するうえで重要かつ具体的な方針が示されているか。
- ③ カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

<評定: A:目標が達成されている>

博士前期課程については、より専門的な知識の修得と高度な職業人を育成するなど、本研究科・専攻における人材養成に関する目的及び研究上の目的を踏まえ、以下の資質や能力を身につけた上で、所定の年限・単位修得等を満たし、修士学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して修士の資格を授与するという教育目標のもと、(1)自ら法的問題点を抽出し、資料・情報を収集する能力を身に着けること、(2)収集した資料・情報を効率的に分析し、合理的な解決を導く能力を身に着けること、(3)法的問題点について合理的な解決策を論理的に説明できる資質や能力を身に着けることを、個別的なディプロマ・ポリシーの内容とする。上記教育目標とディプロマ・ポリシーが整合性を持つことに異論はないと解されるところ、それらは本学ホームページに掲載されている(資料 4(1)-1)。

博士後期課程については、高度な法律研究職、法律専門職に従事するための高度で独創的な研究能力、高度な論文作成能力等を身につけたうえで、所定の年限を満たし、博士学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して、博士の学位を授与するとの学位授与方針を定め、ディプロマ・ポリシーとしてホームページ上で公開している(資料 4(1)-1)。

カリキュラム・ポリシーについては、博士前期課程、博士後期課程ともに、教育課程の体系性や教育内容、科目区分、授業形態等を明示し、ディプロマ・ポリシーの達成のために、「授業科目(コースワーク)」と「研究指導(リサーチワーク)」を適切に組み合わせた教育課程を体系的に編成することをあげている(資料 4(1)-1)。授業科目は、私法学専攻分野における研究能力、またはこれに加えて高度な専門職を目指す者がその職務を遂行する能力を涵養し、専門知識を修得することを目指し、私法学の体系に従った科目を配置し、少人数の演習形式において、法理論的思考を教授することとしている。そして、研究指導は、主指導教授・副指導教授二名の指導教員による論文作成への支援を行っている(資料 4(1)-2)。このように、カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合している。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

博士前期課程(修士号)、博士後期課程(博士号)ごとの授与する学位に対応させ学位授与方針を定め、公表している。さらに、授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているところが長所である。

【問題点・課題】

現時点では、特に問題点・課題は見られない。

【将来に向けた発展方策】

今後、大学院法学研究科及び修了者に望まれる将来像について検証を続け、東洋大学大学院修了生として社会において活躍できる人材育成のために必要なディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの定期的な見直しを続けていきたい。

- 資料 4(1)-1 本学 Web サイト(私法学専攻3つのポリシー)
 https://www.toyo.ac.jp/academics/gs/glaw/mprl/mprl-policy/
- 資料 4(1)-2 履修要覧

【基準4】教育課程・学習成果(その2)

【点検・評価項目】

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

【評価の視点(1)】

(適切に教育課程を編成するための措置)

- ① 教育課程は、あらかじめ学生に提示してある研究科・専攻の研究指導計画を考慮して、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせるほか、授業科目の順次性に配慮して、バランスよく各年次に体系的に配置されているか。
- ② 各授業科目の単位数及び時間数は、大学院設置基準及び学則に則り適切に設定されているか。
- ③ カリキュラム・ポリシーに則り、専門分野の特性に応じた教育内容を提供し、学生に期待する学習成果の修 得に繋げているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

<評定: A:目標が達成されている>

ディプロマ・ポリシーの達成のために、「授業科目(コースワーク)」と「研究指導(リサーチワーク)」を適切に組み合わせた教育課程を体系的に編成している。授業科目は、私法学専攻分野における研究能力、またはこれに加えて高度な専門職を目指す者がその職務を遂行する能力を涵養し、専門知識を修得することを目指し、私法学の体系に従った科目を配置し、少人数の演習形式において、法理論的思考を教授する。研究指導は、主指導教授・副指導教授二名の指導教員による論文作成への支援を行っている。授業科目の単位数及び時間割は基本的に適切に配置されている。また 2020 年度は、優れた研究実績を有する学部教員を新たに研究科委員として迎えるなど行っている。さらに、65歳で定年を迎えた研究科委員教員にも客員教授として引き続き担当を依頼するなどし、編成を整えている(資料 4(2)-1)。

【評価の視点(2)】

(学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施)

- ① 研究科・専攻の人材養成の目的に即した、社会的及び職業的自立を図るための、キャリア教育等必要な教育 及び支援を行っているか。
- ② 教育目標に照らした諸資格の取得、その他必要な知識・技能を測る試験の受験に係る指導や支援環境が整っているか。(諸資格養成課程がある場合のみ)
- ③ 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成に向けて、研究科・専攻内の学生への指導体制は適切であるか。また、学内の関係組織等の連携体制は明確に教職員で共有され、機能しているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評定: A:目標が達成されている >

研究科・専攻の人材養成の目的に即した、社会的及び職業的自立を図るための、司法書士養成コース、社労士養成コースという二つのコース制をもうけるなどキャリア教育等必要な教育及び支援を行っている。その指導体制については研究科委員会内でも議論し、適切に授業科目を配置するなどして機能している。また、年2回実務家を招いて講演会を行い、人材養成に役立てている(資料4(2)-2)。

学内に設置されている就職・キャリア支援室については、大学院教務課からの学生への連絡及び研究科委員会において各指導教員にアナウンスをすることにより、学生への周知・利用を促している。また、法学部と連携し、法学部に設置されている公務員試験向けの課外講座を法学研究科院生も受講可能としている。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

専任教員による教育・指導のほか、学外の実務家に非常勤講師を依頼し、実務と研究の融合した教育体制を整えているところに特長がある(資料 4(2)-3)。また、上述した実務家講演の実施も特長的な方策である。

【問題点・課題】

ディプロマ・ポリシー達成のための編成・実施は適切であるが、高度職業人養成を目的として設定されたコースへの入学者が少なく、今後、現状のコース制についての検討が必要である。

【将来に向けた発展方策】

修了時アンケート等をもとに東洋大学大学院私法学専攻に望まれるものを検証し、必要に応じて現状のコース制の改廃を行い、教育課程をより機能的なものに整えていく。

- 資料 4(2)-1 法学研究科委員会議事録(2019年12月17日開催分)
- 資料 4(2)-2 講演会開催通知
- 資料 4(2)-3 教育課程表

【基準4】教育課程・学習成果(その3)

【点検・評価項目】

(1) 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

【評価の視点】

(授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置)

- ① 研究指導計画を立案し、学生に予め明示したうえで、その計画に基づき、研究指導、学位論文作成指導を行っているか。
- ② 学生の学習を活性化し、教育の質的転換を実現するために、主体的かつ組織的に取り組んでいるか。
- ③ カリキュラム・ポリシーに従い、各科目の学習到達目標に照らした教育方法が適切に用いられているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評定: A:目標が達成されている >

シラバス作成時に各教員が研究指導体制を整え提示している。また、入学試験時の面接、入学後の修士論文テーマの決定などを通じて、学生の研究希望を聞き取り、それに応じて主査・副査の研究指導体制を整え、学位論文作成指導を行っている。各教員が優れた研究を行うことにより、その研究成果を学生の指導に反映し、学生の学習を活性化し、教育の質的転換を図っている。また、学外から実務家及び優れた研究者を招いて講演会を行い、学生及び教員の研究の活性化に役立てている。前述したとおり、中間報告会を修士論文 1 回、博士課程 2 回を実施して、専攻の教員全員で指導する体制を整えている(資料 4(3)-1)。その他、博士課程の学生を担当している教員もしっかりとした論文指導を行うことにより博士論文の完成まで学生を導いている。そのための、指導内容について、シラバスを詳細に記載することとしている(資料 4(3)-2)。

これらを実現するために、(1) 履修科目の成績を半期ごとに提示し、中間報告会で修士論文計画要旨の報告を求め、報告時にルーブリック評価を行い、(2) 大学院紀要や学会誌への投稿、学会等での発表その他成果物のアウトプットを随時求めるほか、(3) 学位論文審査報告書における評価・審査結果を行っている。

なお、教育内容・授業形態等については、半期 15 回、通年 30 回の講義内容を明確に記載したシラバスを学生に提示し、当該科目における達成目標も併せて示されている。さらに、私法学専攻の科目、必要に応じて他研究科の科目(8単位)の履修も横断的に認めることにより学位にふさわしい学習成果を達成できるように配慮している(資料 4(3)-2)。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

毎年11月・2月の研究科委員会で、専攻の測定結果の報告を行い、指標の妥当性を評価するとともに、修了年度ごとの変化を見ながら、履修状況の把握、研究指導計画や論文審査基準の妥当性を確認している(資料4(3)-3)。中間報告会を修士論文1回、博士課程2回を実施して、専攻の教員全員で指導する体制を整えている(資料4(3)-1)。また、修士課程および博士課程の論文指導において、個別的に細かな指導を行っている(資料4(3)-4)。その際、学生の考察を促すような指摘をすることが心掛けているところに特長がある。

学外から著名研究者・実務家を招いて講演会を開催し、学生の研究意欲を高める工夫をしているところに特長がある(資料 4(3)-5)。

【問題点・課題】

主査・副査による指導だけにとどまってしまう学生もおり、学生相互間での研究交流を進めることが課題である。

【将来に向けた発展方策】

将来的な課題としては、院生相互間でも研究交流を行い、学習の活性化を進めることも有益である。中間報告 会への積極的な参加、院生からの質疑応答を行うなど工夫も一つの方法である。

【根拠資料】

- 資料 4(3)-1 中間報告会報告書
- 資料 4(3)-2 シラバス

https://g-sys.toyo.ac.jp/syllabus/

- 資料 4(3)-3 法学研究科委員会議事録(2020年2月18日開催分)
- 資料 4(3)-4学生と交換した指導ファイル
- 資料 4(3)-5 講演会開催通知

【基準4】教育課程・学習成果(その4)

【点検・評価項目】

(1) 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

【評価の視点】

(成績評価及び単位認定を適切に行うための措置)

- ① 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置を取っているか。
- ② 学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準(学位論文審査基準)を明らかにし、これをあらかじめ学生が知りうる状態にしているか。
- ③ ディプロマ・ポリシーと修了要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。
- ④ 学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

<評定: A:目標が達成されている>

ディプロマ・ポリシーにおいて、修了要件・学位授与の方針を示し、それをホームページで公表している(資料 4(4)-(1)-1)。それらは、毎年 11 月・2 月の研究科委員会で、専攻の測定結果の報告を行い、指標の妥当性を評価するとともに、修了年度ごとの変化を見ながら、履修状況の把握、研究指導計画や論文審査基準の妥当性を確認している。

上記に示した方針に基づき、各教員が責任を持って教育し、ディプロマ・ポリシーに応じた成績評価を行っている。学位論文については、主指導教授及び副指導教授(必要に応じて2人の場合もある)の二人以上の体制で指導を行っている。さらに、中間報告会を修士論文 1 回、博士課程 2 回を実施して、専攻の教員全員で指導する体制を整えている。また、修士課程および博士課程の論文指導において、個別的に細かな指導を行っている。学位授与に当たっては、専攻ごとに主査・副査及び関連する専門分野の教員を交えた口頭試問を行い、合議の上で素点を決定し、それを研究科委員会全体で判断している(資料 4(4)-(1)-2)。

学位論文審査については、以下のような学位論文審査基準を設け、Web サイト上で公表している(資料 4(4)-(1)-3)。

学位論文審查基準

(修士論文)

広い視野に立って法学の精深な学識を身につけ、専門分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が 求められる職業を担うための卓越した能力を培ったことを伺わせる水準であること。

(特定課題研究論文)

広い視野に立って法学の精深な学識を身につけ、公務員に求められる職責を担うための卓越した能力を培ったことを伺わせる水準であること。ただし、論文の分量は、通常の修士論文に求められる分量に満たないものであることを妨げない。

博士学位論文審査基準(甲)

- 1. 論文の作成において、十分な内外国の文献・資料が適切に引用されていること。尚、関連科目及び外国語については、審査委員会において口述をもって審査されるものとする。
- 2. 論文がその研究の対象となる分野に関する従来の研究成果を十分に踏まえており、かつ、精綴な理論によって裏付けされた独創性ないし新規性がそれに認められること。
- 3. 論文の内容から、その作成者が相当な研究能力を有することが認められること。

博士学位論文審查基準(乙)

- 1. 当該論文に内外国の文献・資料が充分かつ適切に用いられていること。
- 2. 当該論文に独創性があり、関連する分野の学術及び実務の発展に寄与すると認められること。
- 3. 学位に関連する科目及び外国語について、当該論文の内容及び口述試験において充分な学力があると認められること。
- 4. 副論文が提出された場合には、その内容も併せて総合的に審査すること

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

①中間報告会で修士論文計画要旨の報告を求め、報告時にルーブリック評価を行い、②大学院紀要や学会誌への投稿、学会等での発表その他成果物のアウトプットを随時求めるほか、③学位論文審査報告書における評価・審査結果を行っているところに特長がある(資料 4(4)-(1)-4)。

【問題点・課題】

現時点では成績評価は客観的かつ厳格に行われており、基準については主査・副査による指導のほか、中間報告会などでの指導により示されている。またディプロマ・ポリシーによって示されており、問題点はない(資料 4(4)-(1)-1)。

【将来に向けた発展方策】

学位論文審査基準の明確化については、今後議論を重ね学生により分かりやすい形での提示も検討する。また、 論文引用法などの基本的な作法についても検討する。これにより、学生がより適切な論文を作成する基礎能力を 身につけ、より評価される論文を作成できることになる。

- 資料 4(4)-(1)-1 本学 Web サイト(私法学専攻3つのポリシー)
 https://www.toyo.ac.jp/academics/gs/glaw/mprl/mprl-policy/
- 資料 4(4)-(1)-2 法学研究科委員会議事録(2020年2月18日開催分)
- 資料 4(4)-(1)-3 本学 Web サイト(法学研究科 学位審査について)
 https://www.toyo.ac.jp/academics/gs/glaw/grds-degree/
- 資料 4(4)-(1)-4 学位論文審査報告書

【点検・評価項目】

(2) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

【評価の視点】

(各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定、学習成果を把握及び評価する ための方法の開発)

- ① 専攻として、各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測るための評価指標(評価方法)を開発・運用し、 教育内容・方法等の改善に努めているか。
- ② 学生の自己評価や、研究科、専攻の教育効果や就職先の評価、修了時アンケートなどを実施し、かつ活用しているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

<評定: A:目標が達成されている>

各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測るための評価指標については、ディプロマ・ポリシーで明示し、学生にも周知している(資料 4(4)-(2)-1)。また、FD 活動の一環として、博士後期課程の学生を対象とした模擬講義講習会を開催し、修士課程を含む学生に参加を促し、また、教員も聴講することにより、教育内容・方法の改善に努めている。また、年に一度、全ての教員の授業を対象にした相互聴講を行うことにより、教育内容・方法の改善に努めている(資料 4(4)-(2)-2、4(4)-(2)-3)。

学習成果の測定については、大学院改革タスクフォースからの要請に基づき、専攻長が「大学院学修成果測定指標」を作成している(資料 4(4)-(2)-4)。測定に当たってはそこに記載されている指標に基づき測定を行っている。具体的には、「履修科目の成績」、「中間報告会での修士論文計画要旨」を指標とし、「半期ごとの成績状況」、「中間報告時のルーブリック評価」により測定・評価している。また、「大学院紀要や学会誌への投稿、学会等での発表その他成果物のアウトプット」を指標とし、「大学院紀要・学会誌への投稿、発表学会(随時)」により測定・評価している。さらに、「学位論文審査報告書における評価・審査結果」を指標とし、「報告書における総合評価(論文審査時)」により測定・評価している。これらは、毎年、11月・2月の研究科委員会にて、各専攻の測定結果の報告を行い、指標の妥当性を評価し、さらに、修了年度ごとの変化を見ながら、履修状況の把握、研究指導計画や論文審査基準等の妥当性を確認している(資料 4(4)-(2)-5)。

そのほか、年に一度、研究科長及び各専攻長で構成される執行部の教員による在校生を対象とした個別相談会を行うことにより、学生の生の声を聞き、それを研究科委員会で報告し、教員全体での学習成果の把握のための資料としている(資料 4(4)-(2)-3)。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

上記の模擬講義講習会の実施、在校生対象個別相談会という形で学生も含めた形での取り組みを行っていると ころに特長がある。また、授業相互間聴講を実施し、教員相互間での連携行っているところも特長である。

【問題点・課題】

現時点では大きな問題点・課題は見受けられない。今後は教員相互間での連携をより深めるための方策も求められる。

【将来に向けた発展方策】

教員相互間の連携を深めるために、修士論文中間報告会などで専攻所属教員相互間での意見交換、相互聴講がより活発なものとなるための工夫(対象科目時間割配置など)を行うと共に、学生個別相談会での意見も参考にしながらのより一層の改善を行う。

- 資料 4(4)-(2)-1 本学 Web サイト(私法学専攻3つのポリシー)
 https://www.toyo.ac.jp/academics/gs/glaw/mprl/mprl-policy/
- 資料 4(4)-(2)-2 模擬講義講習会開催通知
- 資料 4(4)-(2)-3 法学研究科委員会議事録(2019 年 12 月 17 日開催分)
- •資料 4(4)-(2)-4 法学研究科委員会議事録(2020年1月14日開催分)、大学院学修成果測定指標
- · 資料 4(4)-(2)-5 法学研究科委員会議事録(2020 年 2 月 18日開催分)

【点検・評価項目】

(3) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

(適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価<学習成果の測定結果の適切な活用>、点検・評価結果に基づく改善・向上)

- ① カリキュラム(教育課程・教育方法)の適切性を検証するために、定期的に点検・評価を実施しているか。 また、具体的に何に基づき(資料、情報などの根拠)点検・評価、改善を行っているか。
- ② 教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を検証するにあたり、責任主体・ 組織、権限・手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。
- ③ 授業内容・方法の工夫、改善に向けて、学内(高等教育推進センター)、学外の FD に係る研修会や機関などの取り組みを活用し、組織的かつ積極的に取り組んでいるか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

<評定: A:目標が達成されている>

本学規程に基づき、自己点検委員会を研究科長の指名された委員長のもとに組織し、本学の自己点検評価基準などをもとに定期的に点検・評価を実施している。上記の組織体制を整えることで責任主体、権限等を明らかにしたうえで、点検・評価、改善を行っている(資料 4(4)-(3)-1)。

具体的には、専任教員による授業の相互聴講を行うことで、授業内容・方法の工夫、改善に向けて組織的に取り組んでいる(資料 4(4)-(3)-1)。また、研究科が主催して著名研究者または実務家の講演を行うことで、学生に外部の知見に触れる機会を設けるとともに、博士課程の学生については、他大学の大学院の研究会等に主指導教授と出席し、報告の機会を設けるなどしている。さらに、講義内容に新規性を持たせ、かつ充実を図るためにも、若手専任教員を民法(環境法)において大学院の授業担当および研究科委員会委員とすることとし、本年度から実現している(資料 4(4)-(3)-2)。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

これまでも記述したとおり、専任教員による授業の相互聴講を行うことで、授業内容・方法の工夫、改善に向けて組織的に取り組んでいる(資料 4(4)-(3)-1)。また、研究科が主催して著名研究者または実務家の講演を行うことで、学生に外部の知見に触れる機会を設けるとともに、博士課程の学生については、他大学の大学院の研究会等に主指導教授と出席し、報告の機会を設けるなどしているところに特長がある(資料 4(4)-(3)-3)。

【問題点・課題】

学生数が少ないため、研究科独自に講演会を企画することが容易でないことが少なくない。また、他大学院の研究会への参加も組織としてというより、教員の人的関係の上で構築されるものであるので、これを組織的な関係にすることを模索する必要がある。

【将来に向けた発展方策】

各教員が学外の研究会などにも積極的に参加し、意見交流を行うなどして、本学の教育研究活動にフィードバックすることなどによりさらに発展的な FD を行う。

- 資料 4(4)-(3)-1法学研究科委員会議事録(2019年12月17日開催分)
- 資料 4(4)-(3)-2 法学研究科委員会議事録(2020 年 2 月 18日開催分)
- 資料 4(4)-(3)-3 講演会開催通知

【基準5】学生の受け入れ(その1)

【点検・評価項目】

- (1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。
- (2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

【評価の視点】

(学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表)

(学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定、入試委員会等、責任所在を明確 にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備、公正な入学者選抜の実施、入学を希望する者への合理的な配 慮に基づく公正な入学者選抜の実施)

- ① アドミッション・ポリシーには、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める 水準等の判定方法を示しているか。
- ② アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。
- ③ 受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。
- ④ 一般入試、推薦入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。
- ⑤ 学生募集、入学者選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。また責任所在を明確にしているか。
- ⑥ 入学者選抜を行ううえで、障がいのある受験生に対し、障がいのない学生と公正に判定するための機会を提供しているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評定: S:目標の達成が極めて高い>

修士課程のアドミッション・ポリシーには、(1) 法学の各分野についての学問的基礎のある者、(2) 柔軟な発想力、効率的情報処理能力、合理的解決力を有する者など、また、博士後期課程のそれには、(1) 博士後期課程において研究活動を行うのに必要な法学研究専門分野における豊かな学識を備えた者、(2) 論文作成能力のための高度な能力のある者など、の入学希望者に求める水準等を具体的に示し、また、筆記試験、面接、書類判定等の判定方法も明示している(資料 5(1)-1、5(1)-2)。

これらのアドミッション・ポリシーと整合するよう、学問的基礎を問うために適切な科目を出題科目として配置し、論述式試験とすることにより発送能力、合理的解決能力、論文作成能力などを測っている。また、出題内容がアドミッション・ポリシーと適合するよう、各出題者が留意して作成するほか、専攻長が重ねて確認をしている。制度としても、下記のように入試を実施することにより、アドミッション・ポリシーとの整合性が図れる体制を整えている。

一般入試、留学生入試、社会人入試、学内推薦の選考方法を明示しているほか、入試問題の作成においても過去の問題との重複がないかなど、出題者本人の確認のほか、専攻長が重ねてチェックすることとしている(資料5(1)-3)。

また、面接については、面接前に合格基準を面接担当者に改めて確認した上で、採点を行うこととしている。 入試実施に当たっては、法学研究科長を責任者とし、各専攻長と共に検討した上で出題者を決定している(資料 5(1)-4)。面接担当者についても、研究科長及び各専攻長で構成される執行部で決定した上で、各専攻長から出 向依頼を行っている。

また、障がいのある受験生がいる場合には、適宜必要な措置を講じている(資料 5(1)-2)。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

アドミッション・ポリシーに求める学生像を明示し、それに従い入試方式や募集人員、選考方法を設定しているところに特長がある。試験科目、選考方法についても、一般入試のほか、留学生入試、社会人入試、学内推薦と複数の方式を採用しているところに特長がある。

また、これまでも入試科目の修正や入試時間の変更など積極的に改善に取り組んでいる。

【問題点・課題】

現時点では問題点は特に見受けられない。

【将来に向けた発展方策】

上記のことから将来的な変更の可能性も現時点では考慮されていない。

- 資料 5(1)-1 本学 Web サイト(私法学専攻3つのポリシー)
 https://www.toyo.ac.jp/academics/gs/glaw/mpbl/mpbl-policy/
- 資料 5(1)-2 入試要項
- 資料 5(1)-3 問題チェックシート
- 資料 5(1)-4 出題者一覧

【基準5】学生の受け入れ(その2)

【点検・評価項目】

- (1) 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
- (2) 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・ 向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

(入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理)

(学生の受け入れに関する適切な根拠く資料、情報>に基づく点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上)

- ① 定員超過または未充足について、原因調査と改善方策の立案を行っているか。
 - ★研究科における収容定員に対する在籍学生数比率が、博士前期(修士)課程で0.50~2.00、博士後期(博士)課程で0.33~2.00の範囲か。
 - ★部局化された大学院研究科(※)における、収容定員に対する在籍学生数比率が、0.90~1.25 の範囲となっているか。※学際・融合研究科。
- ② 入試の結果を振り返り、アドミッション・ポリシーの適切性を検証し、必要に応じて改善(アドミッション・ポリシーの見直し、入試方式の変更、定員管理への反映等)を行っているか。
- ③ 学生募集および入学者選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。
- ④ 学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

<評定: B:目標の達成が不十分>

専攻においては、2020 年 5 月 1 日現在、修士課程の在籍学生比率は 0.40、博士後期課程の在学生比率は 0.40 となっている(資料 5(2)-1)。これを改善するため、研究科長及び各専攻長で構成される執行部で入試方式の検討を行ってきた。

学生募集および入学者選抜の適切性の定期的な検証は、研究科長を責任者とし、各専攻長を含むワーキンググループ及び研究科委員会において、その適切性と公平性についての検証を行っている。これらの検討の結果、入試時間の変更、必要とされる入試科目の変更などを行ってきた(資料 5(2)-2)。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

継続的に検討を行い、改善しているところは長所である。

【問題点・課題】

アドミッション・ポリシーは適切であるが、入学者を十分に確保できていない。学内外の大学生に本研究科教 員の研究内容を公表し、研究科の特色を広報することが必要である。

【将来に向けた発展方策】

コース制の再検討を行い、必要があれば見直しを行う。また、学部と連携し学内からの受験希望者を増やすための取り組みを行う。

- 資料 5(2)-1 在籍者数一覧
- 資料 5(2)-2 研究科委員会議事録(2019年12月17日開催分)

【基準6】教員・教員組織(その1)

【点検・評価項目】

- (1) 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各研究科の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。
- (2) 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

【評価の視点】

(大学として求める教員像の設定:各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等)

(各研究科等の教員組織の編制に関する方針:各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等の適切な明示)

(大学全体及び研究科・専攻ごとの専任教員数、適切な教員組織編制のための措置)

- ① 研究科・専攻の目的を実現するために、教員組織の編制方針を明確にしているか。
- ② 研究科、専攻の個性、特色を発揮するために、契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針を明確にしているか。
- ③ 各教員の役割、教員間の連携のあり方、教育研究に係る責任所在について、規程や方針等で明確にされているか。
- ④ 大学院設置基準に定められている研究指導教員および研究指導補助教員数を充足しているか。
- ⑤ 大学院設置基準に定められている研究指導教員数の2/3は教授となっているか(現教員数の2/3ではありません)。
- ⑥ 研究科・専攻として、~29、30~39、40~49、50~59、60歳以上の各年代の比率が、著しく偏っていないか。
- ⑦ 教員組織の編制方針に則って教員組織が編制されているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

<評定: A:目標が達成されている>

「大学院教員資格審査規程」およびそれに基づいて各研究科で定めた内規で基準を明確に定めて、大学院設置 基準の充足に配慮するとともに、研究科の教員組織編制方針を定め、適正に教員組織編制を行っている(資料 6(1)-1、6(1)-2)。

研究科、専攻の個性、特色を発揮するために、非常勤講師などに関する方針を明確にし、現在客員教授として4名が研究指導に当たっている(資料6(1)-3)。また、契約制外国人教員に関しては方針を設けていないが、カリキュラム・ポリシーに適合するよう、学部所属の外国人教員による授業を開講している(資料6(1)-4)。

大学設置基準で求められている必置教員数は、「6名(内、研究指導教員3名以上、研究指導教員3名の内2名は教授でなければならない)」とされているところ、客員教授4名を含む19名が研究指導教員であり、その15名全員が教授であることから基準を満たしている(資料6(1)-3)。その年齢構成は60代3名、50代9名、40代3名である(資料6(1)-5)。

さらに、研究科長の指名で専攻長その他、全学委員会委員、研究科委員会委員等を選任し、明確な役割分担を 図っている(資料 6(1)-6)。

研究科としての年齢比率が偏らないよう、若手教員であっても、積極的に研究を行い大学院指導の能力がある と認められる者については、厳格な審査を行った上で研究科委員のメンバーとし、指導体制を強化している。 【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

研究科独自の人事権を持たないという制約の中で、可能な限り年代別の構成に配慮した教員組織編制を行っている。また、その際、「大学院教員資格審査規程」に従って厳正な審査を行っている。

【問題点・課題】

研究科独自の人事権を持っていないため、担当者が必要な場合には、非常勤に頼らざるを得ないとことが問題である。

【将来に向けた発展方策】

上記の通り、教員間の連携の方針等の明確化の必要性も含めて検討をする。

- ・資料 6(1)-1 大学院教員資格審査規程および内規
- ・資料 6(1)-2 東洋大学大学院法学研究科教員組織の編成方針
- ・資料 6(1)-3 東洋大学大学院_研究指導教員数及び研究指導補助教員数一覧表(2020 白山)
- 資料 6(1)-4 教育課程表
- 資料 6(1)-5 教員年齢一覧表
- 資料 6(1)-6 法学研究科委員会議事録(2020年2月18日開催分)

【基準6】教員・教員組織(その2)

【点検・評価項目】

- (1) ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に繋げているか。
- (2) 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

(ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用)

(適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上)

- ① 学部と連携を図り、教員活動評価等、教員の教育・研究・社会貢献活動の検証結果を有効に活用し、教員組織の活性化に繋げているか。
- ② 教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証 プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

<評定: A:目標が達成されている>

専任の研究科委員教員は学部所属でもあるため、学部で行われる FD 行事に参加している(資料 6(2)-1)。また、教員の研究活動、教育活動、社会活動は年 1 回東洋法学に掲載されると共に、リサーチマップへの登録、大学 Web サイトでの公表という形で行われている(資料 6(2)-2)。入学希望者及び在校生はそれをもとに教員の研究状況を知ることができ、それに基づいて志望を決定することができる。

教員組織の適切性を検証するために、研究科長の責任のもと、研究科長及び各専攻長で構成される執行部会議で議論を行い、その後、研究科長の指名を受けた教員で構成されるWGで議論を行い、その結果を研究科委員会に提案し、議論・審議している(資料 6(2)-3)。このようなプロセスは適切に機能しており、来年度の新規委員の昇格や客員教授の採用などの改善に繋がっている。

また、FD 活動の一環として、著名研究者および実務家の講演を年 2 回実施しているほか、全ての教員の授業を対象にした相互聴講、また博士課程学生の模擬講義等を実施して、教育・研究者としての就職対策を行っている(資料 6(2)-4、6(2)-5、6(2)-6)。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

教員組織の適切性を検証するために、責任主体・組織、権限、手続を明確にしている。FD 活動の一環として、 著名研究者および実務家の講演を年 2 回実施しているところに特長がある。

【問題点・課題】

大学院独自での FD 活動がより積極的なものとなるよう検討する必要がある。

【将来に向けた発展方策】

大学院独自でのFD活動として年2回の講演会を実施しているが、より積極的な参加を研究科委員教員に望むと共に、非常勤教員にも周知し、より有効に活用することが望まれる。

- 資料 6(2)-1 学部 FD 研修会報告書
- 資料 6(2)-2 本学 Web サイト(私法学専攻教員紹介)
 https://www.toyo.ac.jp/academics/gs/glaw/mprl/mprl-professor/
- ・資料 6(2)-3 研究科委員および各種委員一覧
- 資料 6(2)-4 講演会開催通知
- 資料 6(2)-5 法学研究科委員会議事録(2019年12月17日開催分)
- 資料 6(2)-6 模擬講義講習会開催通知

その他

【点検・評価項目】

(1) 大学が推進している3つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。。

【評価の視点】

(「哲学教育」「国際化」「キャリア教育」に基づく、研究科・専攻独自の取り組みを行っているか)

① 哲学教育・国際教育・キャリア教育について、専攻の教育内容に合わせた取り組みを行っているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

<評定: A:目標が達成されている>

哲学教育については、各教員が哲学も意識した研究指導を行っている。

国際化については、"Legal and Political English"の科目を設けているほか、海外の大学教員による講演会を年間複数回開催している(資料その他-1、その他-2)。

キャリア教育については、コース制を設置し、それに即した授業を配置している。また、実務家の講演会を複数回実施し、学生にキャリアを意識させている。

また、研究者志望の学生のために模擬講義講習会を実施している(資料その他-3)。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

ネイティブ教員による国際的な視点からの英語による講義を行っているところに特長がある。

また、短期招聘制度や各教員の科研費などを利用し海外研究者による講演会を行うことで、国際的な研究に触れる機会を設けていることは長所である。

実務家による講演会を実施することで、学生が現在の実務を知ることができるのも特長である。

【問題点・課題】

法律学においてその研究に哲学的要素が含まれていることは当然であるが、それを院生に十分意識させる指導ができているかの検証が不十分である。

【将来に向けた発展方策】

これまでの取り組みと共に、法哲学の講義の要否の検討、哲学的な物の見方の習得方法の検討などを行うことにより、より発展的かつ充実した教育内容を構築することができる。

- 資料その他-1 教育課程表
- ・資料その他-2 講演会開催通知
- ・資料その他-3 模擬講義講習会開催通知

2020 年度自己点検・評価フォーム (大学院研究科用)

法学研究科 • 公法学専攻

(法学研究科自己点検・評価活動推進委員会承認)

【基準1】理念・目的

【点検・評価項目】

大学の理念・目的、各研究科・専攻における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

【評価の視点】

(将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定)

- ① 各専攻の中・長期計画その他の諸施策の計画は適切に実行されているか。実行責任体制及び検証プロセスを明確にし、適切に機能しているか。また、理念・目的等の実現に繋がっているか。
- ② 各研究科、専攻の目的の適切性を、定期的に検証しているか。
- ③ 理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

<評定: B:目標の達成が不十分>

本専攻では、以下のとおり、人材養成目的を定めている。社会の要請や「主体的に社会の課題に取り組む」という本学の教育理念に沿ったものであり、適切であると考える。

【博士前期課程】

高度な実践的法学教育により、専門的公法学の素養を身に付けた専門的職業人を養成する。また、変動の激しい現代社会にあって、社会人を積極的に受け入れ、リカレント教育を施すことにより、時代の求める公法学の知識を備えた専門的職業人として再び社会に送り出すことを目的とする。

【博士後期課程】

公法学における高度の研究能力をもち、当該分野の学界において通用する研究者を養成することを目的とする。

中・長期の計画その他の諸施策の設定や理念・目的の検証にあたっては、研究科長に指名された委員(各専攻長を含む)によるワーキンググループを組織し、適宜、中・長期計画の実現に向けた検討を行うとともに、議論がある程度まとまった段階等で、研究科委員会において報告を行っている(資料 1-1、1-2)。また、高度職業人の養成とそれに対応して修士論文の指導・評価を主指導教授・副指導教授以外の教員も参加した合議体で審査した結果を、研究科委員会で審議している(資料 1-1)。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

研究科長を中心とするワーキンググループにおける合議(主として研究科委員会当日の委員会前に開催)をもとに、研究科・専攻の適切性・発展性の可能性を模索する議論を行っている(資料 1-2)。ただし、2018 年度までに発展方策の基本的枠組みについてワーキンググループで議論を重ねたため、2019 年度以降は、その実施について研究科長及び両専攻長が適宜協議をした結果を研究科委員会で審議・報告するにとどまっている(資料 1-1)。

【問題点・課題】

専攻の学生の専門分野に偏り(租税法・刑法)がみられるところ、租税法の学生については他大学院との競合が激しくなってきている中、大学院教育の質を保ちながら、研究意識の高い、この分野の学生の確保に努めるほか、政治学・行政学等の、これまであまり需要のなかった専門分野の学生をどのように取り込むことができるかということが課題である。

【将来に向けた発展方策】

従来は税理士試験の免除の資格を得ることを目的とした学生を確保することで、専攻の定員の充足をはかってくることができたが、将来的には、この分野だけでなく、政治学・行政学・国際公法・行政法の分野で、より積極的に学生の確保ができるように、バランスの取れた学生構成にできるように努めることとしたい。

上記が基本であるが、現状で、租税法の学生が受験者の中心であることは否定できないため、この分野の学生をある程度確保できるように、社会人の大学院受験対策等の予備校に働きかけ、PRにも努めている(資料 1-3)。

- 資料 1-1 法学研究科委員会議事録(2019 年 6 月 11 日開催分)
- ・資料 1-2 ワーキンググループ議事録
- ・資料 1-3 河合塾カルスパンフレット

【基準4】教育課程・学習成果(その1)

【点検・評価項目】

- (1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。
- (2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

【評価の視点】

(課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適正な関連性)

- ① 教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。また、ディプロマ・ポリシーには、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果が明示されているか。
- ② カリキュラム・ポリシーには、教育課程の体系性や教育内容、科目区分、授業形態等を明示し、学科のカリキュラムを編成するうえで重要かつ具体的な方針が示されているか。
- ③ カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

<評定: A:目標が達成されている>

より専門的な知識の修得と高度な職業人を育成するなど、本研究科・専攻における人材養成に関する目的及び研究上の目的を踏まえ、以下の資質や能力を身につけた上で、所定の年限・単位修得等を満たし、修士学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して修士の資格を授与するという教育目標のもと、(1)自ら法的問題点を抽出し、資料・情報を収集する能力を身に着けること、(2)収集した資料・情報を効率的に分析し、合理的な解決を導く能力を身に着けること、(3)法的問題点について合理的な解決策を論理的に説明できる資質や能力を身に着けることを、個別的なディプロマ・ポリシーの内容とする(資料 4(1)-1)。

博士前期課程については、ディプロマ・ポリシーの達成のために「授業科目」と「研究指導」を適切に組み合わせた教育課程を体系的に編成するというカリキュラム・ポリシーに沿って、授業科目は公法学専攻分野における研究能力を涵養し、専門知識を修得することを目指し、公法学の体系に沿った科目を配置し、少人数編成の演習形式において法理論的思考を教授するほか、予め提示された成績評価基準により、シラバスに表記された方法で指導担当教員が評価する。また研究指導においても、研究過程の達成度を事前に提示した当該指導計画をもとに、論文報告会等を通じて、研究指導教員および本専攻所属教員により組織的に評価し、学位請求論文については、予め提示する審査基準・審査体制により評価を行うこととしている(資料 4(1)-2)。

博士後期課程については、上記カリキュラム・ポリシーに沿って、授業科目は、独創的な研究テーマに対応できる科目配置を行い、研究者として自立して持続的に研究活動をできるように、また、その他の専門職に従事するのに必要な高度な研究能力等を涵養するための教授を行うとともに、研究指導は複数の研究指導担当教員により博士論文の作成を主眼とした指導を指導する。論文報告会等を通じて、研究指導教員および本専攻所属教員により組織的に評価し、学位請求論文については、予め提示する審査基準・審査体制により評価を行うこととしている(資料 4(1)-2)。

上記教育目標とディプロマ・ポリシーが整合性を持つことに異論はないと解されるし、また、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとが整合性を有することについても言を俟たないところ、それらは本学 Web サイトに掲載されている(資料 4(1)-1)。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

修士論文の中間報告会を年 1 回、博士論文の中間報告会を年 2 回実施することにより、研究科の全教員で指導する体制を確保することにより、専門分野の教員だけでなく他分野の教員からの多様な意見も研究に反映される機会を確保している(資料 4(1)-3)。

シラバスの詳細化については、研究科委員会で周知徹底するほか、各教員の作成後のシラバスを専攻長がチェックし、適宜修正依頼をした上で、修正後の内容を掲示するようにしている。

毎年11月・2月の研究科委員会で、専攻の測定結果の報告を行い、指標の妥当性を評価するとともに、修了年度ごとの変化を見ながら、履修状況の把握、研究指導計画や論文審査基準の妥当性を確認するほか、税理士試験の免除対象となる修士論文については、審査報告書に免除に値するものであるか否かについて明示することとしている(資料4(1)-4)。

【問題点・課題】

在学生の専門分野に偏りがあることも影響してか、提供されている科目の中に、休講となる科目がみられることから、休講科目の開講化に向けて、在学生にさらに幅広い知識の修得の必要性を周知するとともに、多様な専門分野の学生の入学を促す取り組みについて検討する必要がある。

【将来に向けた発展方策】

修士論文の上記教育目標とディプロマ・ポリシーが整合性を持つことに異論はないと解されるところ、それらは本学ホームページに掲載されている(資料 4(1)-1)。これらを実現するために、(1) 履修科目の成績を半期ごとに提示し、中間報告会で修士論文計画要旨の報告を求め、報告時にルーブリック評価を行い、(2) 大学院紀要や学会誌への投稿、学会等での発表その他成果物のアウトプットを随時求めるほか、(3) 学位論文審査報告書における評価・審査結果を行っている(資料 4(1)-3)。

中間報告会については中間報告会での教員からの指摘に対する学生からのフィードバックは、指導教員に対する論文指導において行われている状況であるため、専攻の教員からの指摘に対する学生からの回答を簡単な文書で提出してもらうなど、双方向の意見交換となる制度とすることを検討する。ただし、修士論文については、時間的な制約が大きいため、執筆作業の進捗状況との関係にも配慮したい。

- 資料 4(1)-1 本学 Web サイト(公法学専攻3つのポリシー)
 https://www.toyo.ac.jp/academics/gs/glaw/mpbl/mpbl-policy/
- 資料 4(1)-2 履修要覧
- 資料 4(1)-3 中間報告会報告書
- 資料 4(1)-4 法学研究科委員会議事録(2020年2月18日開催分)

【基準4】教育課程・学習成果(その2)

【点検・評価項目】

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

【評価の視点(1)】

(適切に教育課程を編成するための措置)

- ① 教育課程は、あらかじめ学生に提示してある研究科・専攻の研究指導計画を考慮して、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせるほか、授業科目の順次性に配慮して、バランスよく各年次に体系的に配置されているか。
- ② 各授業科目の単位数及び時間数は、大学院設置基準及び学則に則り適切に設定されているか。
- ③ カリキュラム・ポリシーに則り、専門分野の特性に応じた教育内容を提供し、学生に期待する学習成果の修 得に繋げているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

<評定: B:目標の達成が不十分>

博士前期課程については、ディプロマ・ポリシーの達成のために「授業科目」と「研究指導」を適切に組み合わせることにより、コースワークとリサーチワークを組み合わせた教育課程を体系的に編成するというカリキュラム・ポリシーに沿って、授業科目は公法学専攻分野における研究能力を涵養し、専門知識を修得することを目指し、公法学の体系に沿った科目を配置している。博士後期課程については、上記カリキュラム・ポリシーに沿って、授業科目は、独創的な研究テーマに対応できる科目配置を行っているほか、授業科目の単位数及び時間割は基本的に適切に配置されてはいるが(資料 4(2)-1、4(2)-2)、大学院は独自の人事権を持たないため、学部の教員人事に左右されて、非常勤を手当てしなければならざるを得ないことは否定できないが、2020 年度に向けて、行政学・国際公法の若手専任教員の科目担当及び研究科委員への人事を進めていたところ、両科目の若手専任教員を科目担当および研究科委員とする人事を行うことができた(資料 4(2)-3)。ただし、刑法専攻の博士課程学生のために、刑事訴訟法の博士課程の科目の非常勤を計画しているものの、人選に苦慮しており、この分野の若手専任教員を修士課程の科目担当および研究科委員への人事を行うことにも時期尚早であり、博士課程の科目担当わるの人事を行うことにはさらに時間を要する。

【評価の視点(2)】

(学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施)

- ① 研究科・専攻の人材養成の目的に即した、社会的及び職業的自立を図るための、キャリア教育等必要な教育 及び支援を行っているか。
- ② 教育目標に照らした諸資格の取得、その他必要な知識・技能を測る試験の受験に係る指導や支援環境が整っているか。(諸資格養成課程がある場合のみ)
- ③ 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成に向けて、研究科・専攻内の学生への指導体制は適切であるか。また、学内の関係組織等の連携体制は明確に教職員で共有され、機能しているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

<評定: A:目標が達成されている>

本専攻での、在籍学生の中心は、従来から税理士志望の租税法専攻の学生であるところ、例年この分野の学生、 平均して 4~5 名程度修了させており(資料 4(2)-4)、これら修了生のうち 5 名ほどは、修了後数年で税理士 登録にまで至っている。また、この分野の指導体制の充実を図るため、客員教授 1 名を採用し、専任教員と 2 名 体制で指導を行っている。また、学部の課外講座の受講を認めていることで、学部との連携を図っている。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

専攻の特徴となっている租税法の指導を充実させるため、客員教授を採用し、2名体制で指導を行っていることが長所である。この分野の社会人学生の確保には、下記の項目に記載する問題がある反面、子育て中の社会人女性が遅くても5限までに授業を終えることができる時間割となっていることは(資料 4(2)-1)、そうした社会人女性が子を保育園に預けている間に大学院で学修することのニーズには対応する結果となっている。

【問題点・課題】

税理士試験の免除資格の取得を希望する社会人の学生を確保するためには、土曜日・夜間開講に配慮する必要があることは否定できないが、租税法の専任教員の負担において、問題の解決を図ることには慎重な配慮を要する。

【将来に向けた発展方策】

上記のように税理士試験の免除資格の取得を希望する社会人の学生をさらに確保するためには、土曜日・夜間 開講に配慮する必要がある。

- 資料 4(2)-1 時間割
- 資料 4(2)-2 教育課程表
- 資料 4(2)-3 法学研究科委員会議事録(2019 年 12 月 17 日開催分)
- 資料 4(2)-4 判定資料

【基準4】教育課程・学習成果(その3)

【点検・評価項目】

(1) 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

【評価の視点】

(授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置)

- ① 研究指導計画を立案し、学生に予め明示したうえで、その計画に基づき、研究指導、学位論文作成指導を行っているか。
- ② 学生の学習を活性化し、教育の質的転換を実現するために、主体的かつ組織的に取り組んでいるか。
- ③ カリキュラム・ポリシーに従い、各科目の学習到達目標に照らした教育方法が適切に用いられているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評定: S:目標の達成が極めて高い>

研究指導計画を立案し、学生に予め明示したうえで、その計画に基づき、研究指導、学位論文作成指導を行っている。研究指導においても、研究過程の達成度を事前に提示した当該指導計画をもとに、論文報告会等を通じて、研究指導教員および本専攻所属教員により組織的に評価し、学位請求論文については、予め提示する審査基準・審査体制により評価を行うこととしている(資料 4(3)-1)。

博士後期課程については、カリキュラム・ポリシーに沿って、授業科目は、独創的な研究テーマに対応できる科目配置を行い、研究者として自立して持続的に研究活動をできるように、また、その他の専門職に従事するのに必要な高度な研究能力等を涵養するための教授を行うとともに、研究指導は複数の研究指導担当教員により博士論文の作成を主眼とした指導を指導する。論文報告会等を通じて、研究指導教員および本専攻所属教員により組織的に評価し、学位請求論文については、予め提示する審査基準・審査体制により評価を行うこととしている(資料 4(3)-1)。

教育目標・カリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーを実現するために、(1) 履修科目の成績を半期ごとに提示し、中間報告会で修士論文計画要旨の報告を求め、報告時にルーブリック評価を行い、(2) 大学院紀要や学会誌への投稿、学会等での発表その他成果物のアウトプットを随時求めるほか、(3) 学位論文審査報告書における評価・審査結果を行っている(資料 4(3)-2、4(3)-3)。

また、教育内容・授業形態等については、半期 15 回、通年 30 回の講義内容を明確に記載したシラバスを学生に提示し、当該科目における達成目標も併せて示されている(資料 4(3)-4)。さらに、公法学専攻の科目の他、必要に応じて他研究科の科目(10 単位)の履修も横断的に認めることにより学位にふさわしい学習成果を達成できるように配慮している(資料 4(3)-1)。

なお、基本的に各専門科目の演習と研究指導は同時開講されているが、税理士試験の免除対象となる租税法については、演習科目と研究指導を別時限の開講とした上で、研究指導の時間に個別的に学生の研究指導と論文作成指導を行うほか、適宜、時間外にファイルのやり取り等を通じて、論文作成指導に大きく時間を割いている(資料 4(3)-5、4(3)-6)。また、上記のように中間報告会を修士論文 1 回、博士課程 2 回を実施して、専攻の教員全員で指導する体制を整えている。その他、博士課程の学生を担当している教員もしっかりとした論文指導を行うことにより博士論文の完成まで学生を導いている。そのための、指導内容について、シラバスを詳細に記載することとしている(資料 4(3)-4)。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

中間報告会を修士論文 1 回、博士課程 2 回を実施して、専攻の教員全員で指導する体制を整えている(資料 4(3)-2)。また、博士前期課程および博士後期課程の論文指導において、個別的に細かな指導を行っている。その際、学生の考察を促すような指摘をすることが心掛けられている(資料 4(3)-6)。

【問題点・課題】

論文指導については、主指導教授・副指導教授の複数教員における指導体制がとられているが、修士論文に関 しては副指導教授のかかわり方が消極的な憾みがある。

【将来に向けた発展方策】

主指導教授だけでなく、副指導教授によるより積極的な指導が行われるよう、共同での指導時間を設けるなどの工夫を検討したい。

【根拠資料】

- 資料 4(3)-1 履修要覧
- 資料 4(3)-2 中間報告会報告書
- 資料 4(3)-3 学位論文審査報告書
- 資料 4(3)-4 シラバス

https://g-sys.toyo.ac.jp/syllabus/

- 資料 4(3)-5 時間割
- 資料 4(3)-6学生と交換した指導ファイル

【基準4】教育課程・学習成果(その4)

【点検・評価項目】

(1) 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

【評価の視点】

(成績評価及び単位認定を適切に行うための措置)

- ① 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置を取っているか。
- ② 学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準(学位論文審査基準)を明らかにし、これをあらかじめ学生が知りうる状態にしているか。
- ③ ディプロマ・ポリシーと修了要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。
- ④ 学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

<評定: A:目標が達成されている>

博士前期課程においては、予め提示された成績評価基準により、シラバスに表記された方法により指導担当教員が評価する(資料 4(4)-(1)-1、4(4)-(1)-2)。研究指導においても、研究過程の達成度を事前に提示した当該指導計画をもとに、論文報告会等を通じて、研究指導教員および本専攻所属教員により組織的に評価し、学位請求論文については、予め提示する審査基準・審査体制により評価を行うこととしている(資料 4(4)-(1)-3)。

博士後期課程については、カリキュラム・ポリシーに沿って、授業科目は、独創的な研究テーマに対応できる 科目配置を行い、研究者して自立して持続的に研究活動をできるように、また、その他の専門職に従事するのに 必要な高度な研究能力等を涵養するための教授を行うとともに、研究指導は複数の研究指導担当教員により博士 論文の作成を主眼とした指導を指導する。

具体的には、(1) 履修科目の成績を半期ごとに提示し、(2) 大学院紀要や学会誌への投稿、学会等での発表その他成果物のアウトプットを随時求めるほか、(3) 学位論文審査報告書における評価・審査結果を行っている(資料 4(4)-(1)-4)。

なお、教育内容・授業形態等については、半期 15 回、通年 30 回の講義内容を明確に記載したシラバスを学生に提示し、当該科目における達成目標も併せて示されている(資料 4(4)-(1)-2)。さらに、公法学専攻の科目の他、必要に応じて他研究科の科目(10 単位)の履修も横断的に認めることにより学位にふさわしい学習成果を達成できるように配慮している(資料 4(4)-(1)-3)。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

①中間報告会で修士論文計画要旨の報告を求め、報告時にルーブリック評価を行い、②大学院紀要や学会誌への投稿、学会等での発表その他成果物のアウトプットを随時求めるほか、③学位論文審査報告書における評価・審査結果を行っているところに特長がある(資料 4(4)-(1)-4)。

【問題点・課題】

在学生の専門分野に偏りがあることも影響してか、提供されている科目の中に、休講となる科目がみられることから、休講科目の開講化に向けて、在学生にさらに幅広い知識の修得の必要性を周知するとともに、多様な専門分野の学生の入学を促す取り組みについて検討する必要がある。

成績評価、単位認定は予め示された成績評価基準に従って行われており、また、予め提示された審査基準・審査体制に基づいて行われており、現状で問題点・課題はないものと解される。

【将来に向けた発展方策】

修士論文・博士論文の教育目標とディプロマ・ポリシーが整合性を持つことに異論はないと解されるところ、それらは本学ホームページに掲載されている(資料 4(4)-(1)-5)。これらを実現するために、現状でも十分な対応がなされており、特に検討は行なわれていない。(1) 履修科目の成績を半期ごとに提示し、中間報告会で修士論文計画要旨の報告を求め、報告時にルーブリック評価を行い、(2) 大学院紀要や学会誌への投稿、学会等での発表その他成果物のアウトプットを随時求めるほか、(3) 学位論文審査報告書における評価・審査結果を行っている(資料 4(4)-(1)-6、4(4)-(1)-4)。

中間報告会については、中間報告会での教員からの指摘に対する学生からのフィードバックは、指導教員に対する論文指導において行われている状況であるため、専攻の教員からの指摘に対する学生からの回答を簡単な文書で提出してもらうなど、双方向の意見交換となる制度とすることを検討する。ただし、修士論文については、時間的な制約が大きいため、執筆作業の進捗状況との関係にも配慮したい。

- 資料 4(4)-(1)-1 本学 Web サイト(法学研究科 学位審査について)
 https://www.toyo.ac.ip/academics/gs/glaw/grds-degree/
- 資料 4(4)-(1)-2 シラバス
 https://g-sys.toyo.ac.jp/syllabus/
- 資料 4(4)-(1)-3 履修要覧
- 資料 4(4)-(1)-4 学位審査報告書
- 資料 4(4)-(1)-5 本学 Web サイト(公法学専攻3つのポリシー)
 https://www.toyo,ac.jp/academics/gs/glaw/mpbl/mpbl-policy/
- · 資料 4(4)-(1)-6 中間報告会報告書

【点検・評価項目】

(2) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

【評価の視点】

(各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定、学習成果を把握及び評価する ための方法の開発)

- ① 専攻として、各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測るための評価指標(評価方法)を開発・運用し、 教育内容・方法等の改善に努めているか。
- ② 学生の自己評価や、研究科、専攻の教育効果や就職先の評価、修了時アンケートなどを実施し、かつ活用しているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

<評定: A:目標が達成されている>

より専門的な知識の修得と高度な職業人を育成するなど、本研究科・専攻における人材養成に関する目的及び研究上の目的を踏まえ、以下の資質や能力を身につけた上で、所定の年限・単位修得等を満たし、修士学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して修士の資格を授与するという教育目標のもと、(1)自ら法的問題点を抽出し、資料・情報を収集する能力を身に着けること、(2)収集した資料・情報を効率的に分析し、合理的な解決を導く能力を身に着けること、(3)法的問題点について合理的な解決策を論理的に説明できる資質や能力を身に着けることを、個別的なディプロマ・ポリシーの内容とする(資料 4(4)-(2)-1)。

教育目標とカリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーが整合性を持つことに異論はないと解されるところ、それらは本学 Web サイトに掲載されている。これらを実現するために、(1) 履修科目の成績を半期ごとに提示し、中間報告会で修士論文計画要旨の報告を求め、報告時にルーブリック評価を行い、(2) 大学院紀要や学会誌への投稿、学会等での発表その他成果物のアウトプットを随時求めるほか、(3) 学位論文審査報告書における評価・審査結果を行っている(資料 4(4)-(2)-2)。

なお、教育内容・授業形態等については、半期 15 回、通年 30 回の講義内容を明確に記載したシラバスを学生に提示し、当該科目における達成目標も併せて示されている(資料 4(4)-(2)-3)。さらに、公法学専攻の科目、必要に応じて他研究科の科目(10 単位)の履修も横断的に認めることにより学位にふさわしい学習成果を達成できるように配慮している(資料 4(4)-(2)-4)。

さらに、FD 活動の一環として、博士後期課程の学生を対象とした模擬講義講習会を開催し、修士課程を含む学生に参加を促し、また、教員も聴講することにより、教育内容・方法の改善に努めている。また、年に一度、全ての教員の授業を対象にした相互聴講を行うことにより、教育内容・方法の改善に努めている(資料 4(4)-(2)-5、4(4)-(2)-6)。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

上記の模擬講義講習会の実施、在校生対象個別相談会という形で学生も含めた形での取り組みを行っていると ころに特長がある。また、授業相互間聴講を実施し、教員相互間での連携行っているところも特長である。

【問題点・課題】

在学生の専門分野に偏りがあることも影響してか、提供されている科目の中に、休講となる科目がみられることがカリキュラム・ポリシーの観点から問題であることは否定できないので、休講科目の開講化に向けて、在学生にさらに幅広い知識の修得の必要性を周知するとともに、多様な専門分野の学生の入学を促す取り組みについて検討する必要がある。

もっとも、現状では、税法を中心とする特定分野の学生が在学生の主体となっているため、喫緊の問題点・課題とはなっていないものと認識している。

【将来に向けた発展方策】

修士論文の上記教育目標とカリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーが整合性を持つことに異論はないと解されるところ、それらは本学 Web サイトに掲載されている。これらを実現するために、(1) 履修科目の成績を半期ごとに提示し、中間報告会で修士論文計画要旨の報告を求め、報告時にルーブリック評価を行い、(2) 大学院紀要や学会誌への投稿、学会等での発表その他成果物のアウトプットを随時求めるほか、(3) 学位論文審査報告書における評価・審査結果を行っている(資料 4(4)-(2)-1、4(4)-(2)-2)。

中間報告会については、中間報告会での教員からの指摘に対する学生からのフィードバックは、指導教員に対する論文指導において行われている状況であるため、専攻の教員からの指摘に対する学生からの回答を簡単な文書で提出してもらうなど、双方向の意見交換となる制度とすることを検討する。ただし、修士論文については、時間的な制約が大きいため、執筆作業の進捗状況との関係にも配慮したい。なお、教学内の検討委員会での協議、研究科長会議での審議・報告、大学院改革タスクフォースでの検討等を経て、「大学院学修成果測定指標」を各専攻長が作成中である。今後これにより、学修成果を測定・評価することとしたい。

【根拠資料】

- 資料 4(4)-(2)-1 本学 Web サイト(公法学専攻3つのポリシー)
 https://www.toyo.ac.jp/academics/gs/glaw/mpbl/mpbl-policy/
- 資料 4(4)-(2)-2 学位論文審査報告書
- ・資料 4(4)-(2)-3 シラバス

https://g-sys.toyo.ac.jp/syllabus/

- 資料 4(4)-(2)-4 履修要覧
- 資料 4(4)-(2)-5 法学研究科委員会議事録(2019年12月17日開催分)
- 資料 4(4)-(2)-6
 模擬講義講習会開催通知

【点検・評価項目】

(3) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

(適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価<学習成果の測定結果の適切な活用>、点検・評価結果に基づく改善・向上)

- ① カリキュラム(教育課程・教育方法)の適切性を検証するために、定期的に点検・評価を実施しているか。 また、具体的に何に基づき(資料、情報などの根拠)点検・評価、改善を行っているか。
- ② 教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を検証するにあたり、責任主体・ 組織、権限・手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。
- ③ 授業内容・方法の工夫、改善に向けて、学内(高等教育推進センター)、学外の FD に係る研修会や機関などの取り組みを活用し、組織的かつ積極的に取り組んでいるか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

<評定: A:目標が達成されている>

本学規程に基づき、自己点検・評価活動推進委員会を研究科長に指名された委員長のもとに組織し、点検・評価を行う体制を整えることで責任主体、権限等を明らかにしたうえで、点検・評価、改善を行っている。

具体的には、専任教員による授業の相互聴講を行うことで、授業内容・方法の工夫、改善に向けて組織的に取り組んでいる(資料 4(4)-(3)-1)。ただし、2020 年度春学期については、COVID-19 の問題により非対面型授業であったため、実施できなかった。また、研究科が主催して著名研究者または実務家の講演を行うことで、学生に外部の知見に触れる機会を設けるとともに、博士課程の学生については、他大学の大学院の研究会等に主指導教授と出席し、報告の機会を設けるなどしている(資料 4(4)-(3)-2)。さらに、講義内容に新規性を持たせ、かつ充実を図るためにも、若手専任教員を行政学・国際公法において大学院の授業担当および研究科委員会委員とする人事を行うことができた(資料 4(4)-(3)-1)。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

専任教員による授業の相互聴講を行うことで、授業内容・方法の工夫、改善に向けて組織的に取り組んでいる (資料 4(4)-(3)-1)。ただし、2020 年度春学期については、COVID-19 の問題により非対面型授業であった ため、実施できなかった。また、研究科が主催して著名研究者または実務家の講演を行うことで、学生に外部の 知見に触れる機会を設けるとともに、博士課程の学生については、他大学の大学院の研究会等に主指導教授と出席し、報告の機会を設けるなどしている(資料 4(4)-(3)-2)。さらに、講義内容に新規性を持たせ、かつ充実を 図るためにも、若手専任教員を行政学・国際公法において大学院の授業担当および研究科委員会委員とする人事を行うことができた(資料 4(4)-(3)-1)。

【問題点・課題】

学生数が少ないため、研究科独自に講演会を企画することが容易でないことが少なくない。また、他大学院の研究会への参加も組織としてというより、教員の人的関係の上で構築されるものであるので、これを組織的な関係にすることを模索する必要がある。

【将来に向けた発展方策】

上記問題点の改善のために、他大学大学院の研究会への本学学生の参加、あるいは研究会の共同開催を企画することを検討したい。刑事法の若手専任教員を3年後程度を目途として、大学院担当として人事を行いたいと考えている。

【根拠資料】

- 資料 4(4)-(3)-1法学研究科委員会議事録(2019年12月17日開催分)
- 資料 4(4)-(3)-2 講演会開催通知

【基準5】学生の受け入れ(その1)

【点検・評価項目】

- (1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。
- (2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

【評価の視点】

(学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表)

(学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定、入試委員会等、責任所在を明確 にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備、公正な入学者選抜の実施、入学を希望する者への合理的な配 慮に基づく公正な入学者選抜の実施)

- ① アドミッション・ポリシーには、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める 水準等の判定方法を示しているか。
- ② アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。
- ③ 受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。
- ④ 一般入試、推薦入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。
- ⑤ 学生募集、入学者選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。また責任所在を明確にしているか。
- ⑥ 入学者選抜を行ううえで、障がいのある受験生に対し、障がいのない学生と公正に判定するための機会を提供しているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評定: S:目標の達成が極めて高い>

博士前期課程のアドミッション・ポリシーには、(1) 法学の各分野についての学問的基礎のある者、(2) 柔軟な発想力、効率的情報処理能力、合理的解決力を有する者など、また、博士後期課程のそれには、(1) 博士後期課程において研究活動を行うのに必要な法学研究専門分野における豊かな学識を備えた者、(2) 論文作成能力のための高度な能力のある者など、の入学希望者に求める水準等を具体的に示し、また、筆記試験、面接、書類判定等の判定方法も明示している(資料 5(1)-1、5(1)-2)。入試実施に際しては、研究科長を責任者とし、研究科長が各専攻長とともに検討を行った上で、出題者を決定している(資料 5(1)-3)。一般入試、学内推薦の選考方法を明示しているほか、入試問題の作成においても過去の問題との重複がないかなど、出題者本人の確認のほか、専攻長が重ねてチェックすることとしている(資料 5(1)-4)。

また、面接については、面接前に合格基準を面接担当者に改めて確認した上で、採点を行うこととしている。 そして、障害のある受験生がいる場合には、適宜必要な措置を講ずることとしている(資料 5(1)-2)。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

上記アドミッション・ポリシーに適合する問題を出題し、過去に使用された問題が重複して出題されないように注意を払っている(資料 5(1)-4)。

【問題点・課題】

出題については、現時点で特に問題点はないものと考えている。

【将来に向けた発展方策】

上記のことから将来的な変更の可能性も現時点では考慮されていない。

- 資料 5(1)-1 本学 Web サイト(公法学専攻3つのポリシー)
 https://www.toyo.ac.jp/academics/gs/glaw/mpbl/mpbl-policy/
- 資料 5(1)-2 入試要項
- 資料 5(1)-3 出題者一覧
- 資料 5(1)-4 問題チェック表

【基準5】学生の受け入れ(その2)

【点検・評価項目】

- (1) 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
- (2) 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・ 向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

(入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理)

(学生の受け入れに関する適切な根拠く資料、情報>に基づく点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上)

- ① 定員超過または未充足について、原因調査と改善方策の立案を行っているか。
 - ★研究科における収容定員に対する在籍学生数比率が、博士前期(修士)課程で0.50~2.00、博士後期(博士)課程で0.33~2.00の範囲か。
 - ★部局化された大学院研究科(※)における、収容定員に対する在籍学生数比率が、0.90~1.25 の範囲となっているか。※学際・融合研究科。
- ② 入試の結果を振り返り、アドミッション・ポリシーの適切性を検証し、必要に応じて改善(アドミッション・ポリシーの見直し、入試方式の変更、定員管理への反映等)を行っているか。
- ③ 学生募集および入学者選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。
- ④ 学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

<評定: B:目標の達成が不十分>

専攻においては、2020 年 5 月 1 日現在、博士前期課程の在籍学生比率は 0.45、博士後期課程の在学生比率は 0.06 となっている (資料 5(2)-1)。

リカレント・留学生確保に関連して、試験科目の軽減、留学生試験8月入試の導入などの入試改革を行ったほか、社会人に対応するため夜間開講科目を設けて、現状の改善を目指している(資料5(2)-2)。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

在籍学生比率が低いことの原因等については、ワーキンググループ、執行部(研究科長、各専攻長)において 適宜検討しているところ、上記のように、入試改革、夜間開講科目の設置を設けている(資料 5(2)-2)。

【問題点・課題】

従来、専攻の定員充足に寄与してきた租税法の学生の入学を十分に確保できていないことによるところが大きいと解されるが、競合する他の大学院との関係で、大学院教育の質を確保することと、この分野の学生の入学を促すこととのバランスをどのようにとるかということは難しい問題である。また、博士後期課程の在籍学生比率の引き上げについては、研究者・教員としての就職の問題が大きな障害となることが否定できず、さらに検討の難しい問題である。

【将来に向けた発展方策】

長期的には他の専門分野の学生の入学を、社会人のリカレント教育を含めて考えることも検討していきたい。 また、短期的に税理士試験免除希望の学生、とりわけ、社会人学生の入学を確保するためには、土日開講、あるいは夜間開講を検討する必要があると思われるが、現在、専任教員と客員教授との2人体制に加えて客員教授をもう一人採用することが認められるか否かも検討課題である。

- 資料 5(2)-1 在籍者数一覧
- 資料 5(2)-2 研究科委員会議事録(2019年12月17日開催分)

【基準6】教員・教員組織(その1)

【点検・評価項目】

- (1) 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各研究科の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。
- (2) 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

【評価の視点】

(大学として求める教員像の設定:各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等)

(各研究科等の教員組織の編制に関する方針:各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等の適切な明示)

(大学全体及び研究科・専攻ごとの専任教員数、適切な教員組織編制のための措置)

- ① 研究科・専攻の目的を実現するために、教員組織の編制方針を明確にしているか。
- ② 研究科、専攻の個性、特色を発揮するために、契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針を明確にしているか。
- ③ 各教員の役割、教員間の連携のあり方、教育研究に係る責任所在について、規程や方針等で明確にされているか。
- ④ 大学院設置基準に定められている研究指導教員および研究指導補助教員数を充足しているか。
- ⑤ 大学院設置基準に定められている研究指導教員数の2/3は教授となっているか(現教員数の2/3ではありません)。
- ⑥ 研究科・専攻として、~29、30~39、40~49、50~59、60歳以上の各年代の比率が、著しく偏っていないか。
- ⑦ 教員組織の編制方針に則って教員組織が編制されているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

<評定: A:目標が達成されている>

大学院設置基準において、本専攻の必置教員数 6 名(うち研究指導教員 3 名以上)、研究指導教員のうち 2 名以上が教授となっているところ、「大学院教員資格審査規程」およびそれに基づいて各研究科で定めた内規で基準を明確に定めて、大学院設置基準の充足に配慮するとともに、研究科の教員組織編制方針を定めて、適正に教員組織編制を行っている(資料 6(1)-1、6(1)-3)。また、専攻で博士前期課程の研究指導を行っている委員 12 名(客員教授 3 名を含む)のうち 10 名が「〇合」、2 名が「合」である(資料 6(1)-2)。そして、昨年度は専任教員 8 名のうち、5 名が 60 歳代、3 名が 40 歳代という年齢構成であったが、本年度 30 歳代の専任教員(准教授)2 名が新たに研究指導教員となったことにより年齢構成の若干の改善が見られた(資料 6(1)-4)。また、博士後期課程の研究指導を行っている委員 6 名のうち、5 名が「〇合」、1 名が「合」である。さらに、研究科長の指名で専攻長その他、全学委員会委員、研究科委員会委員等を専任にし、明確な役割分担を図っている(資料 6(1)-5)。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

研究科独自の人事権を持たないという制約の中で、可能な限り年代別の構成に配慮した教員組織編制を行っている。上記のとおり、本年度30歳代の専任教員(准教授)2名が新たに研究指導教員となったことからもうかがわれるように、年齢構成のバランスを図ることに留意している(資料6(1)-4)。また、その際、「大学院教員資格審査規程」に従って厳正な審査を行っている(資料6(1)-1)。

【問題点・課題】

専攻における学生の指導上、教員間の連携は学生の研究テーマとの関係で、主指導教授の判断で適宜連携が図られているが、必ずしも明確な方針等が存在しているわけではない。教員間の連携の方針等の明確化の必要性も含めて検討をする必要がある。

【将来に向けた発展方策】

上記の通り、教員間の連携の方針等の明確化の必要性も含めて検討をする。

【根拠資料】

- ・資料 6(1)-1 大学院教員資格審査規程および内規
- ・資料 6(1)-2 東洋大学大学院_研究指導教員数及び研究指導補助教員数一覧表(2020 白山)
- ・資料 6(1)-3 東洋大学大学院法学研究科教員組織の編成方針
- 資料 6(1)-4 法学研究科委員会議事録(2019年12月17日開催分)
- 資料 6(1)-5 法学研究科委員会議事録(2020年2月18日開催分)

【基準6】教員・教員組織(その2)

【点検・評価項目】

- (1) ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に繋げているか。
- (2) 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

(ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用)

(適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上)

- ① 学部と連携を図り、教員活動評価等、教員の教育・研究・社会貢献活動の検証結果を有効に活用し、教員組織の活 FD 活動の一環として、著名研究者(外国人研究者を含む)および実務家の講演を年2回実施している性化に繋げているか。
- ② 教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

<評定: B:目標の達成が不十分>

学部との連携は図られていない。また、大学院独自で教育活動評価等を行う体制がとられていない。教員組織の適切性を検証するために、責任主体・組織、権限、手続を明確にしている(資料 6(2)-1)。さらに、FD 活動の一環として、著名研究者および実務家の講演を年2回実施しているほか、全ての教員の授業を対象にした相互聴講、また博士課程学生の模擬講義等を実施して、教育・研究者としての就職対策を行っている(資料 6(2)-2、6(2)-3、6(2)-4)。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

教員組織の適切性を検証するために、責任主体・組織、権限、手続を明確にしている(資料 6(2)-1)。FD 活動の一環として、著名研究者および実務家の講演を年 2 回実施している(資料 6(2)-2)。

【問題点・課題】

教員活動評価において、学部との連携が図られていないことである。

【将来に向けた発展方策】

今後、大学院の執行部と学部の執行部とで、「教員活動評価表」などの活用を検討する。

- ・資料 6(2)-1 研究科委員および各種委員一覧
- 資料 6(2)-2 講演会開催通知
- 資料 6(2)-3 法学研究科委員会議事録(2019年12月17日開催分)

`

• 資料 6(2)-4 模擬講義講習会開催通知

その他

【点検・評価項目】

(1) 大学が推進している3つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。。

【評価の視点】

(「哲学教育」「国際化」「キャリア教育」に基づく、研究科・専攻独自の取り組みを行っているか)

① 哲学教育・国際教育・キャリア教育について、専攻の教育内容に合わせた取り組みを行っているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

<評定: A:目標が達成されている>

"Legal and Political English"の科目を設けているほか、海外の大学教員による講演会を年間3回開催した年度もあるが(資料その他-1)、今年度に関しては COVID-19 の問題がどうなるか分からず、企画がたてられていない。博士後期課程の学生を対象として、就職支援とキャリア教育の一環として、模擬講義講習会を実施し、研究科の教員が講義方法等について助言等を与える機会を設けているほか、実務家講演会を開催している(資料その他-2、その他-3)。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

"Legal and Political English"において、ネイティブ教員による国際的な視点からの講義を行い、院生の海外への関心を高めているほか、短期招聘制度や海外研究者による講演の予算を活用して、海外の大学教員による講演会を行うことで、文献からだけではなく、議論を通し海外の法事情を院生が理解する機会を増やすよう努めている(資料その他-3)。実務家による講演会を行うことで、研究科の学生のキャリア形成に関する意識づけを行うほか、博士後期課程の学生に模擬講義講習会を実施し、研究科の教員が講義方法等について助言を与える機会を設けることで、修了後の選任ポスト獲得に資することとしている(資料その他-2、その他-3)。

【問題点・課題】

法律学においてその研究に哲学的要素が含まれていることは当然であるが、それを院生に十分意識させる指導ができているか必ずしも明確ではない。

【将来に向けた発展方策】

法哲学の講義を設けることなどを検討中である。

【根拠資料】

- ・資料その他-1 教育課程表
- ・ 資料その他-2 模擬講習会開催通知
- 資料その他-3 講演会開催通知